

紀美野町職員研修計画

平成23年4月1日
平成26年4月1日改定



はじめに

紀美野町では、平成18年1月1日の合併以降、旧美里町の裏金事件、個人情報漏洩及び銃砲刀剣類所持等違反により職員が逮捕されるなどの不祥事が続き、町民の皆様には多大のご迷惑と、ご心配をおかけしたことに對しまして、心よりお詫び申し上げます。

これらの不祥事は、公務員としてまた全体の奉仕者としての意識が低いことから引き起こされた事件であったことは言うまでもありません。

本来、公務員とは憲法第15条第2項で『公務員は国民全体への奉仕者』として定められ、地方自治法第30条では『すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。』と定められています。

その為、私たち公務員は、常に『全体の奉仕者』であるという意識を持ち、勤務時間内外を問わず自身の誤った行動が、社会に与える影響が大きい事を念頭に入れて行動しなければなりません。

不祥事が起こされた責任を、私自身任命責任として、また職員の倫理意識を醸成することができなかつたという責任を痛感しているところであり、私も含め関係職員の処分を行いました。しかし、関係職員を処分すれば、全てが解決する訳ではありません。

その為、当町の職員には社会人としての教養や倫理意識の向上と職務遂行に必要な知識並びに技能を修得させるため、計画的に職員研修を行い再発防止につなげることが、町民の皆様方の信頼を回復する第一歩であると考え

『紀美野町職員研修規程』に基づき本計画を策定しました。今後、本計画をもとに計画的に職員の育成に取り組んでまいります。

平成 26 年 4 月 1 日

紀美野町長 寺本光嘉

1. 研修計画の目的

本計画は、職員が自発的に自己啓発に努められる体制と、公務員としての教養や倫理意識の醸成、並びに職務の遂行に必要な知識及び技能を向上することで、全体の奉仕者としてふさわしく、また町民から信頼される職員を育成することを目的とする。

2. 研修計画の期間

本計画の期間は、平成23年4月1日から平成29年3月31日までとする。

3. 研修の区分

区分	内容																				
(1) 全体研修	全体研修は、全職員を対象に毎年度行うものとし、職員に教養や倫理意識の向上の為に研修。なお、研修テーマを町長が決定する。																				
(2) 一般研修	和歌山県市町村職員研修協議会等が実施する研修については、以下のとおり。 ①和歌山県市町村研修協議会が行う研修 <table border="1" data-bbox="539 987 1401 1480"> <thead> <tr> <th colspan="2">研修名</th> <th>対象職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">一般</td> <td>新規採用職員研修</td> <td>新規採用職員</td> </tr> <tr> <td>一般職員基礎研修</td> <td>2年～5年未満の職員</td> </tr> <tr> <td>一般職員一次研修</td> <td>5年～8年未満の職員</td> </tr> <tr> <td>一般職員二次研修</td> <td>8年以上の職員</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">監督</td> <td>監督者一次研修</td> <td>課長補佐以上の職員</td> </tr> <tr> <td>監督者二次研修</td> <td>課長補佐以上の職員</td> </tr> <tr> <td>管理</td> <td>管理者研修</td> <td>課長以上の職員</td> </tr> </tbody> </table> ②①以外の機関が行う研修 和歌山県市町村研修協議会以外の研修機関が行う研修	研修名		対象職員	一般	新規採用職員研修	新規採用職員	一般職員基礎研修	2年～5年未満の職員	一般職員一次研修	5年～8年未満の職員	一般職員二次研修	8年以上の職員	監督	監督者一次研修	課長補佐以上の職員	監督者二次研修	課長補佐以上の職員	管理	管理者研修	課長以上の職員
研修名		対象職員																			
一般	新規採用職員研修	新規採用職員																			
	一般職員基礎研修	2年～5年未満の職員																			
	一般職員一次研修	5年～8年未満の職員																			
	一般職員二次研修	8年以上の職員																			
監督	監督者一次研修	課長補佐以上の職員																			
	監督者二次研修	課長補佐以上の職員																			
管理	管理者研修	課長以上の職員																			
(3) 専門研修	和歌山県市町村職員研修協議会の研修機関が実施する研修で、必要な専門知識と技能を習得する為の研修 上記以外の研修機関や国・県等を通じて実施される研修会で、必要な専門知識と技能を習得する為の研修																				
(4) 派遣研修	国、地方公共団体、民間企業及びその他の団体への派遣。																				
(5) 自己啓発研修	職員1人1人が自主的に取り組む自己啓発のことで、学識経験者による講演会等への参加やOFFJTによる自主学習会への参加																				

4. 研修実施計画

区分		計画年度	研修計画規模
(1)全体研修		平成23年度～平成28年度	全職員
研修協議会	①一般研修	平成23年度	12名以上
		平成24年度	15名以上
		平成25年度	15名以上
		平成26年度	10名以上
		平成27年度	10名以上
		平成28年度	10名以上
②専門研修		平成23年度～平成28年度	毎年度60名以上
③特別研修		平成23年度～平成28年度	毎年度5名以上
(4)派遣研修		平成23年度	1名以上
		平成24年度	—
		平成25年度	1名以上
		平成26年度	—
		平成27年度	1名以上
		平成28年度	—
(5)自己啓発研修		平成23年度～平成28年度	毎年度50名以上

5. 研修の実績

区分		平成23年度	平成24年度	平成25年度
(1)全体研修		延438人	延850人	延440人
研修協議会	①一般研修	6人	15人	23人
	②専門研修	82人	112人	88人
	③特別研修	2人	5人	3人
(4)派遣研修		1人	—	1人